

改定の要旨

1 背景及び改定の必要性について

土地改良事業計画設計基準・設計「農道」は、昭和30年12月「道路」として制定され、昭和48年3月には、「農道（その1）舗装」として制定された。

その後、昭和52年10月の全面改定、昭和54年4月の一部改定、昭和57年3月の改定を経た後、平成元年4月に「農道」として制定され、平成6年2月の一部改定、平成10年3月の全面改定を経て、土地改良法の改正による環境配慮の考え方の導入、仕様規定から性能規定への移行等の見直しに伴う関連諸基準の改定等、本設計基準「農道」を取り巻く状況も大きく変化してきたことから、平成17年3月に改定された。

前回の改定から19年が経過し、この間、豪雨等の自然災害が頻発化・激甚化する中、防災・減災、国土強靱化の取組の重要性が一層増しており、令和3年3月に閣議決定された「土地改良長期計画」においても農道・集落道の再編・強靱化等の取組を推進することとしている。

さらに、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日）において、省力化等による農業の成長産業化を図る農業生産基盤整備の推進が位置付けられていること、また、「インフラ長寿命化基本計画」や「インフラ長寿命化計画（行動計画）」において、予防保全型の老朽化対策の推進の重要性等が示されていることから、生産性向上や維持管理の省力化を図るスマート農業等の推進や機能保全が重要となっている。

このような状況を踏まえ、次の主要改定内容について本基準の改定を行うこととしたものである。

- (1) スマート農業等農業農村の情勢変化・新技術に係る改定
- (2) 災害被害防止に係る改定
- (3) 機能保全技術に係る改定
- (4) 近年の関係法令、基準等の内容反映等

2 検討経緯

本基準の改定に当たっては、農道に関する専門的な知識を有する学識経験者等を構成員とする設計基準「農道」改定委員会（以下、改定委員会という。）を設置し、改定原案を作成した。作成に当たっては本基準を事業現場で活用している地方農政局等の関係者から意見を徴し、改定原案に対する意見・要望等を反映することに努めた。

今回の改定案については、令和4年11月に食料・農業・農村政策審議会に諮問し、技術小委員会等における調査審議を経て、令和6年3月に諮問案を適当とする旨の答申がなされた。

なお、改定委員会の構成は次のとおりである。

委員長 竹内 康

委員 緒方 英彦、小梁川 雅、坂本 康文、鈴木 哲也、
中嶋 勇（令和3年度～令和4年度）、森 充広（令和5年度）（五十音順）

○ 改定検討委員会等における検討経緯

平成 17 年 3 月 28 日 現行基準制定

令和 4 年 2 月 16 日 令和 3 年度第 1 回改定検討委員会（通算 1 回目）

令和 4 年 10 月 28 日 令和 4 年度第 1 回改定検討委員会（通算 2 回目）

令和 4 年 11 月 28 日 食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会

第 3 回農業農村整備部会

（同日付けで食料・農業・農村政策審議会に諮問）

令和 4 年 12 月 26 日 令和 4 年度第 2 回改定検討委員会（通算 3 回目）

令和 5 年 2 月 14 日 令和 4 年度第 3 回技術小委員会

令和 5 年 9 月 6 日 令和 5 年度第 1 回改定検討委員会（通算 4 回目）

令和 5 年 11 月 30 日 令和 5 年度第 1 回技術小委員会

令和 5 年 12 月 15 日 ～ 令和 5 年 12 月 28 日

意見・情報（パブリック・コメント）の募集

令和 6 年 2 月 2 日 令和 5 年度第 2 回技術小委員会

令和 6 年 3 月 7 日 食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会

第 5 回農業農村整備部会

（同日付けで食料・農業・農村政策審議会から答申）

3 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」の主要改定項目について

（1）スマート農業等農業農村の情勢変化・新技術に係る改定

スマート農業や大型機械等の導入に対応するため、耕区間等移動通路や農道ターン方式等について記載の充実を図るとともに、「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」（令和 5 年 3 月）等を参照するよう追記した。また、農業機械の大型化や集中豪雨の頻発化等に対応するため、路肩の幅員を縮小する特例値の取扱、小規模農道橋の定義を見直した。

国営土地改良事業等において発注・実施される事例が増加していることに伴い、情報化施工技術を紹介するとともに、具体的な設計手法に関しては「情報化施工技術の活用ガイドライン」（令和 5 年 4 月）等を参照するよう追記した。

（2）災害被害防止に係る改定

頻発している集中豪雨や地震といった自然災害等による盛土崩壊等のリスクを回避するため、降雨に対する安定照査及びレベル 2 地震動に対する耐震照査の基本的な考え方を追記した。また、平成 17 年の技術書「第 5 章 法面の設計」を技術書「第 5 章 盛土工の設計」及び「第 6 章 切土工及び法面保護工の設計」に再編し記載内容の充実を図った。

道路橋示方書、道路工指針等の改定を踏まえ、農道の性能設計において規定される“要求性能”と“重要度区分”を明確化し、その照査方法として、許容応力度等の従来の照査手法を追記した。

降雨強度及び洪水到達時間の算定方法等について、一般道路の排水路と接続する場合も考慮し、「道路土工要綱」（平成 21 年 6 月）に準拠することとした。

(3) 機能保全技術に係る改定

機能保全の考え方が農業農村整備全体に広がっていることを踏まえ、基準の運用「19.2 保全管理」及び技術書「第14章 保全管理」を新たに設け、基本的な考え方等を記載するとともに、災害対応の留意点や地域特性の変化等を保全管理や設計にフィードバックすることを追記した。

舗装工種を始めとする各施設の設計に当たってはライフサイクルコストを考慮した総合的な検討を行う必要があること、設計時のデータ等を整理し施設管理者等へ引き継ぐことが重要であることを追記した。

(4) 近年の関係法令、基準等の内容反映等

土地改良事業計画設計基準・設計「農道」が改定された平成17年3月以降、多数の関連技術基準類の改定が行われていることから、これらの改定動向に対応し、現行農道基準の見直しが必要となった。

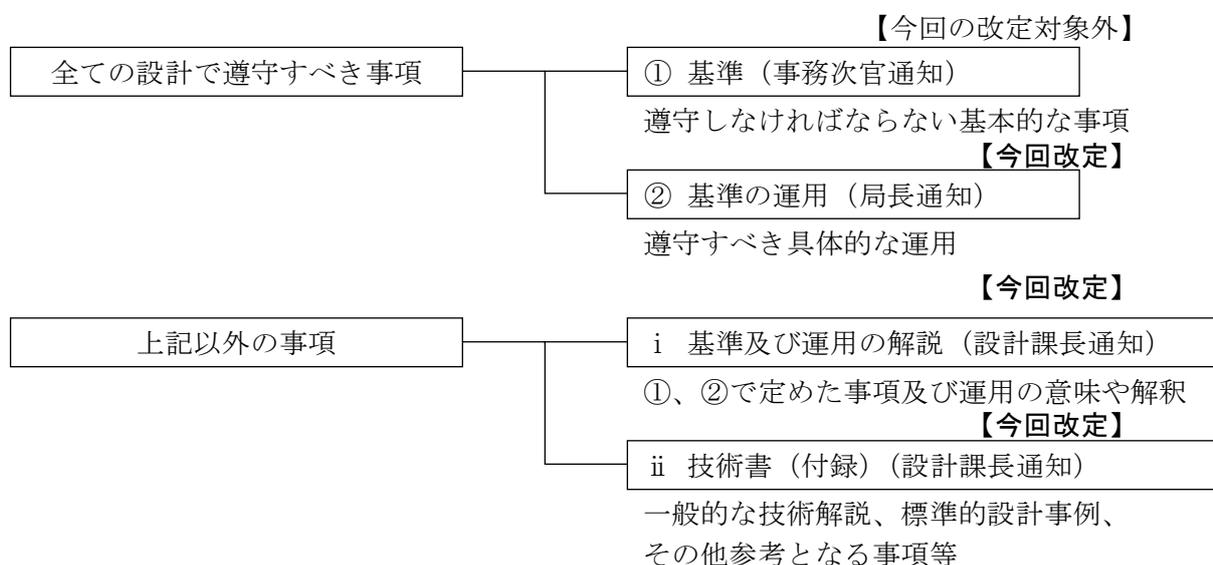
具体的には、下記に示す関連技術基準の改定内容について、農道基準に係る部分を整理し、現行農道基準との比較検討を行い、その結果農道基準の改定を要する部分について改定した。

- ア 防護柵の設置基準・同解説 ボラードの設置便覧（令和3年3月）
- イ 道路土工「切土工・斜面安定工指針」（平成21年6月）
- ウ 道路土工「擁壁工指針」（平成24年7月）
- エ 道路土工「カルバート工指針」（平成22年3月）
- オ 道路土工「盛土工指針」（平成22年4月）
- カ 道路土工「軟弱地盤対策工指針」（平成24年8月）
- キ 落石対策便覧（平成29年12月）
- ク 道路構造令（令和2年11月）
- ケ 道路構造令の解説と運用（令和3年3月）
- コ 道路土工要綱（平成21年6月）
- サ 舗装設計施工指針（平成18年2月）
- シ 舗装施工便覧（平成18年2月）
- ス 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月）
- セ 道路橋示方書「共通編」、「鋼橋・鋼部材編」、「コンクリート橋・コンクリート部材編」、「下部構造編」、「耐震設計編」（平成29年11月）
- ソ 道路標識設置基準・同解説（令和2年6月）
- タ 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）
- チ コンクリート標準示方書「設計編」（令和5年3月）
- ツ 土地改良事業計画設計基準・計画「農道」（令和6年3月）
- テ 自動走行農機等に対応した農地整備の手引き（令和5年3月）
- ト 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針（平成27年5月）
- ナ 農業農村整備事業における景観配慮の技術指針（平成30年5月）
- ニ 農道保全対策の手引き（令和3年4月）

4 土地改良事業計画設計基準の構成と文章の分類及び適用上の位置付け

(1) 基準の構成

本基準の構成は、以下のとおりである。



(2) 文章の分類と適用上の位置付け

本基準の文末表現は、適用上の位置付けを明確にするために、以下の表のとおり、〈義務〉、〈標準〉、〈推奨〉、〈許可〉に分類することを基本とした。

分類	適用上の位置付け	文末表現の例
義務	法令による規定や技術的観点から実施する義務がある事項。	…なければならない。
標準	義務ではないが、特段の事情がない限り実施すべき事項。	…必要がある。 …重要である。 …ものとする。 …基本とする。
推奨	状況や条件によって実施する方が良い事項。	…望ましい。 …努める。 …有効である。
許可	特段の事情がない限り実施しないが、状況や条件によって実施しても良い事項。	…してよい。